

解消金の性質について

	A案	B案
システム検 で示した 解消金の イメージ	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">労働契約解消金</div> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">解消対応部分 (+ 損賠部分)</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ</div> <p style="font-size: small;">} 支払により 労働契約終了</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">労働契約解消金</div> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">解消対応部分 (+ 損賠部分)</div> <div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ 相当部分 (※)</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ</div> <p style="font-size: small;">} 支払により 労働契約終了</p> <p style="font-size: x-small;">(※) あくまで民法536条2項に基づくバック ペイ債権そのものではないが、バックペイに 相当する部分を含めることとする。</p>

第2回検討会 (11/30)で の主な ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (A案、B案ともに) 解消金、バックペイ、損害賠償を分けた上で、それぞれの債権をどう結びつけるのか考えるべき。 ▶ 実体法上の請求権の関係を整理する規定の置き方として、バックペイ相当部分を含めて受領した場合には、実体法上の債権としてのバックペイは消滅する、という規定を置くことも考えられるが、バックペイ相当部分はあくまで計算上含まれているだけであり、それだけをもって実体法上のバックペイが消滅するとしてよいか。また、重複訴訟となった場合には十分な対応とならない。 ▶ 解消金とバックペイを分けて考えた場合に問題となるのは、一部しか支払われなかった場面であり、弁済の充当の問題と整理し、使用者の恣意的な指定を防ぐことを目的に、充当の特則を労働契約法に置くことができるのであれば、バックペイを全額支払わなければ解消金に充当されないと整理することも可能ではないか。
----------------------------------	---

パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
-------	-------	-------	-------

第2回 検討会を 踏まえ 考えられる 解消金の イメージ	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">労働契約解消金</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">解消金</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">損害賠償</div> <p style="font-size: small;">} 支払により 労働契約終了</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">労働契約解消金</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">解消金</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">損害賠償</div> <p style="font-size: small;">} バックペイ等を 弁済後、 支払により 労働契約終了</p> <p style="font-size: x-small;">} 一部弁済の 場合には バックペイ等 に先に充当</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">労働契約 解消補償金</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">損害賠償</div> <p style="font-size: small;">} 労働契約 解消金 支払により 労働契約終了</p>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">労働契約解消金 (広義)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">解消金 (狭義)</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バックペイ</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">損害賠償</div> <p style="font-size: small;">} 支払により 労働契約 終了</p> <p style="font-size: x-small;">※上記3つの請求権については、併合提起 の義務付けを想定。</p>
---	--	--	---	--

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度設計が分かりやすい ▶ バックペイ等の算定を現行の裁判実務に委ねるため、影響が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度設計が分かりやすい ▶ バックペイ等の算定を現行の裁判実務に委ねるため、影響が少ない ▶ 併合提起するインセンティブとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バックペイ等の算定を現行の裁判実務に委ねるため、影響が少ない ▶ バックペイ等が支払わなければ労働契約が終了しないため、労働者保護に手厚い
------	---	---	--

デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 併合提起はあくまで任意であるため、一回的解決にならないおそれ ⇒ 制度周知に併せて、併合提起を推奨することで一定の対応ができるかと考えるか ▶ 解消金、バックペイ及び損害賠償のそれぞれが認められ、一部弁済がされた場合、使用者が解消金を弁済を充当すべき債務として指定してしまい、バックペイ等の支払前に労働契約が終了する場合もある。 ⇒ バックペイの履行確保のため、特別の措置を必要と考えるか (現行の地位確認訴訟においても、バックペイ支払を命じる判決確定後、任意の履行がない場合、強制執行による)。 ⇒ 当事者が弁済すべき債務を指定せずに一部弁済した場合の充当関係をどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 充当の特則については、他に同様の例がなく、法制的な可否の検討が必要 ⇒ 解消金、バックペイ以外の債権 (退職金債権など) が存在した場合、充当の順序をどのように考えるか ⇒ 先に充当するバックペイについて、どのような規律を置くことが考えられるか (判決で支払を命じられたバックペイか、解消金支払時まで発生しているバックペイ全てか) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バックペイ等の併合提起を義務付けない場合、バックペイを併合しなかったときの取扱について整理が必要 ⇒ バックペイ請求訴訟が併合提起されなかった場合であっても、労働契約解消補償金の請求とその支払のみによって就労の意思が喪失したものとして、それ以降バックペイが発生しないと考えることはできるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 狭義の解消金請求訴訟とバックペイ請求訴訟等が併合提起されなかった場合、広義の解消金の全額が分からなくなるため、一回的解決のためには併合提起を義務付けることが考えられるが、義務付けるための理論的説明が必要 ▶ 併合提起を義務付ける場合、バックペイ等を併合しないと実体法上のバックペイ等の債権が失権することが考えられるが、労働者への権利制限となる可能性
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ なぜ労働契約解消補償金や狭義の解消金を支払ったにもかかわらず、バックペイや広義の解消金全体を支払わなければ労働契約が終了しないのか、理論的説明が必要 ⇒ 広義の労働契約解消金等として含めるバックペイの範囲をどこまでと規定するか (判決確定時までのバックペイか、発生しているバックペイ全てか) 		